

## 長岡京市職員自己啓発費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が自己啓発のために自ら受講する研修に要する費用を助成することにより、職員の資質の向上を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 この要綱の適用を受けることができる職員は、常勤の一般職の職員とする。

(助成の対象等)

第3条 助成の対象となる研修は、次のとおりとする。

(1) 自己啓発支援研修（市長が、職員研修計画で定める通信講座をいう。以下同じ。）

(2) 自己啓発研修（公務員としての資質及び技能等の向上につながるためのものをいう。以下同じ。）

2 自己啓発支援研修は、資格取得支援講座、公務遂行能力向上支援講座及び一般教養支援講座とし、これらの講座の開講時期及び内容は、別に定める。

3 自己啓発研修は、公開講座及び通信講座とする。

(助成対象範囲)

第4条 助成の対象となる経費は、前条第1項の自己啓発支援研修又は自己啓発研修を受講するために必要な受講料とする。ただし、受講者の責により発生した補習料等の費用については、この限りでない。

2 助成は、1年度につき、1職員1回（1講座）とする。ただし、通信講座受講に伴うスクーリングは、この限りでない。

(助成額)

第5条 助成金の額は、自己啓発支援研修若しくは自己啓発研修（通信講座）の在籍期間（受講期間の2倍をいう。以下同じ。）中に全課程を修了した場合又は自己啓発研修（公開講座）に参加した場合は、前条第1項の規定による受講料に、研修の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

区 分		割 合
自己啓発支援研修	資格取得支援講座	3割
	公務遂行能力向上支援講座	5割
	一般教養支援講座	5割
自己啓発研修	公開講座 通信講座	3割

(特別助成)

第6条 自己啓発支援研修又は自己啓発研修（通信講座）の全課程を修了した結果、研修機関が特に優秀と認めた場合の助成額は、前条に規定する割合に2割を加算した額とする。

(助成限度額)

第7条 前2条の規定にかかわらず、助成額は、21,000円以内とする。

(受講申請)

第8条 自己啓発支援研修を受講しようとする職員は、別に定める期間内に自己啓発支援研修受講申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 自己啓発研修を受講しようとする職員は、事前に自己啓発研修計画書(別記様式第2号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

(受講者の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請をし、又は承認を得た職員を受講者と決定する。

(助成金の申請)

第10条 自己啓発支援研修若しくは自己啓発研修(通信講座)の在籍期間中に全課程を修了した受講者又は自己啓発研修(公開講座)に参加した受講者で、助成金の交付を受けようとするものは、自己啓発費用助成申請書(別記様式第3号)に修了等を証する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請書に係る助成金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、自己啓発費用助成金交付決定通知書(別記様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。  
なお、当該交付決定通知書をもって、確定通知とみなすものとする。

第12条 前条の規定による交付決定を受けた受講者は、自己啓発費用助成金交付請求書(別記様式第5号)を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該受講者に対し助成金を交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

自己啓発支援研修受講申請書

年 月 日

長岡京市長様

所属  
職名  
氏名

自己啓発のため下記の講座の受講を希望しますので、長岡京市職員自己啓発費用助成要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

自己啓発支援研修区分	1. 資格取得支援講座 2. 公務遂行能力向上支援講座 3. 一般教養支援講座
受講講座名 (受講期間)	( か月)
教育機関名	
在籍期間	年 月から 年 月まで ( 月間)
受講料	円
テキスト送付先	1. 職場 2. 自宅等 (送付先住所を記入してください。) 〒

別記様式第2号（第8条関係）

## 自己啓発研修計画書

年 月 日

長岡京市長様

所属  
職名  
氏名

自己啓発のため下記講座の受講を希望しますので、長岡京市職員自己啓発費用助成要綱第8条第2項の規定により計画書を提出します。

記

自己啓発研修区分	1. 公開講座 2. 通信講座
受講講座名 (受講期間)	( か月)
教育機関名	
在籍期間等	年 月 日から 年 月 日まで _____月(日)間
受講料	円

※ 講座の案内書・説明書等（写し可）を添付してください。

別記様式第3号（第10条関係）

自己啓発費用助成申請書

年 月 日

長岡京市長様

所属  
職名  
氏名

下記のとおり自己啓発支援研修等の受講を修了しましたので、長岡京市職員自己啓発費用助成要綱第10条の規定により、研修受講料の助成を申請します。

記

研 修 区 分	自己啓発支援研修	1. 資格取得支援講座 2. 公務遂行能力向上支援講座 3. 一般教養支援講座
	自己啓発研修	1. 公開講座 2. 通信講座
受講講座名 (受講期間)	( か月)	
教育機関名		
在籍期間等	年 月 日から 年 月 日まで 月(日)間	
受講修了年月(日)	年 月 日	
受講料	円	
助成金申請額	<input type="checkbox"/> 特別助成該当 円	

※ 修了等を証する書類の写しを添付してください。

別記様式第4号（第11条関係）

第 年 月 日  
第 号

様

長岡京市長

自己啓発費用助成金交付決定通知書

年 月 日付けで自己啓発費用助成申請書により申請のありました自己啓発研修費用の一部助成について、長岡京市職員自己啓発費用助成要綱第11条の規定により、下記のとおり助成額を決定し交付します。

記

助成金交付決定額 円

別記様式第5号（第12条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

所 属  
職 名  
氏 名

自己啓発費用助成金交付請求書

年 月 日付第 号で交付決定のあった自己啓発費用助成金について、長岡京市職員自己啓発費用助成要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

助成金交付額 円

◆ 助成金の支払方法を選んで必ず1つだけ  印を付けてください。

支払方法番号	支 払 先
1	給与振込口座の第1口座
2	給与振込口座の第2口座
3	1又は2以外であなたが指定するご自身の口座

※なお、「3 1又は2以外であなたが指定するご自身の口座」を選ばれた方は、金融機関と振込口座番号が明記されている“通帳”の写し又はそれが確認できる書類を添付してください。

[留意] 助成金の請求にあたっては、自己啓発費用助成金交付決定通知書（別記様式第4号）の写しを添付してください。